

## 東北ゴム株式会社本社工場の公害防止に関する協定書

平成 13 年 5 月 16 日

宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町(以下「甲」という。)と東北ゴム株式会社(以下「乙」という。)とは、乙が仙台市宮城野区港一丁目 1 番 12 号に設置している本社工場以下「工場」という。)について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

### (目的)

第 1 条 この協定は、工場の操業に伴う公害の発生を防止することにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

### (事業者の責務)

第 2 条 乙は、工場の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

### (大気汚染防止対策)

第 3 条 乙は、工場に設置するばい煙発生施設に係る大気汚染防止対策として、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) ばい煙発生施設は、別表第 1 のとおりとする。
- (2) 窒素酸化物及びばいじんについては、別表第 2 に掲げる基準を遵守する。
- (3) 使用燃料の硫黄含有量は、0.4 質量%以下とする。

### (水質汚濁防止対策)

第 4 条 乙は、水質汚濁防止のため、工場から排出される排水について、別表第 3 に掲げる基準を遵守する。

### (騒音・振動防止対策)

第 5 条 乙は、工場から発生する騒音・振動を防止するための適切な対策を講じ、騒音については仙台市道西原 26 号線南端において別表第 4 の 1 に掲げる基準を、振動については敷地境界線において別表第 4 の 2 に掲げる基準を遵守する。

### (悪臭防止対策)

第 6 条 乙は、工場から発生する悪臭を防止するため、積極的に施設の改善を図るととも

に、敷地境界において別表第5に掲げる基準を遵守する。

(化学物質対策)

第7条 乙は、工場の操業に伴い使用又は副生する化学物質(以下「化学物質」という。)による環境汚染を未然に防止するため、その性状等を製品安全データシート等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性の確認されている化学物質については、代替品への切替えを検討する等、環境中への排出抑制に努める。

2 乙は、毎年度始めに前年度における薬品の使用実績及び化学物質の移動実績を甲に報告する。

(産業廃棄物対策)

第8条 乙は、工場の操業に伴って生じる産業廃棄物について、再生利用等による減量化に努めるとともに、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において適切な処理を行う。

2 乙は、毎年度始めに当該年度における産業廃棄物処理計画及び前年度における産業廃棄物処理実績を甲に報告する。

(関連企業に対する責務)

第9条 乙は、乙以外の者が工場内で作業する場合にあっても、公害防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

(測定及び報告)

第10条 乙は、別に定める項目及び方法により硫黄酸化物排出量等公害防止対策に必要な測定を自主的に行い、その測定結果を記録し、及び保存するとともに、定期的に甲に報告する。

(公害発生時の措置)

第11条 乙は、工場の操業若しくは施設の故障、破損その他の事故により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲若しくは乙が判断したときは、直ちに操業の短縮又は停止、住民への通報等必要な措置を講じ、及び発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に報告する。

2 前項による公害が発生したときは、甲と乙は協力して調査を行い、その原因が乙の責めによると認められるときは、乙は、誠意をもって速やかに問題を解決しなければならない。

(立入調査等)

第 12 条 甲は、この協定の実施又は公害の防止のために必要な限度において、乙に対し、公害防止のために必要な事項について報告を求め、又は甲の職員に工場内の立入調査をさせることができる。

(施設の設置等の協議)

第 13 条 乙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき、並びに新規薬品を追加使用しようとするとき(以下「変更等」という。)は、事前に甲と協議し、その了解を得る。

2 乙は、変更等のうち、軽微なもので周辺環境への影響が明らかに低減されるものについては、前項の協議を報告に換えることができる。

(環境等の整備)

第 14 条 乙は、構内緑化を積極的に推進するとともに、砂じんの飛散防止について適切な措置を講じる。

(協力)

第 15 条 乙は、この協定に定めるもののほか、甲が公害防止のために行う指導、調査、研究その他の施策に協力する。

(違反時の措置)

第 16 条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合は、甲は乙に対して必要な指示を行い、乙はこれに従う。

(確認書)

第 17 条 この協定の実施に関し必要な事項については、確認書で定める。

(その他)

第 18 条 この協定に定める事項について疑義が生じた、とき、この協定に定める事項を改定しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

(効力発生期日)

第 19 条 この協定は、平成 13 年 5 月 16 日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書 8 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を所持する。

甲 宮城県知事

仙台市長

塩竈市長

名取市長

多賀城市長

七ヶ浜町長

利府町長

乙 仙台市宮城野区港一丁目 1 番 12 号

東北ゴム株式会社

代表取締役社長

別表第 1(第 3 条関係)

ばい煙発生施設

項目 施設名	煙突高	排出ガス量	燃料の 燃焼能力	排出温度	排出速度	使用燃料
1号ボイラー	8.6m	1654 m <sup>3</sup> N/時	130.9 l/時	110℃	9.21m/秒	A 重油
2号ボイラー	8.6m	1654 m <sup>3</sup> N/時	130.9 l/時	110℃	9.21m/秒	
3号ボイラー	8.6m	1654 m <sup>3</sup> N/時	130.9 l/時	110℃	9.21m/秒	
4号ボイラー	8.6m	1654 m <sup>3</sup> N/時	130.9 l/時	110℃	9.21m/秒	
5号ボイラー	8.6m	1654 m <sup>3</sup> N/時	130.9 l/時	110℃	9.21m/秒	
6号ボイラー	8.6m	620 m <sup>3</sup> N/時	49.1 l/時	110℃	3.45m/秒	
熱媒ボイラー	7m	1013 m <sup>3</sup> N/時	85.5 l/時	365℃	5.24m/秒	

(注) 数値は、最大能力時におけるものとする。

別表第 2

1 窒素酸化物排出基準

施設名	協定値	換算酸素濃度
1号ボイラー	最大 130 cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	4%
2号ボイラー		
3号ボイラー		
4号ボイラー		
5号ボイラー		
熱媒ボイラー	最大 150 cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	4%

(注1) 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。

(注2) 窒素酸化物濃度は、0℃1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m<sup>3</sup>当たりのものとする。

(注3) 窒素酸化物濃度については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。

$$\text{換算窒素酸化物濃度} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

Cs : 窒素酸化物の実測値(cm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>N)

On : 換算酸素濃度(%)

Os : 排ガス中の酸素濃度(%)

2 ばいじん排出基準

施設名	協定値	換算酸素濃度
1号ボイラー	最大 0.10g/m <sup>3</sup> N	4%
2号ボイラー		
3号ボイラー		
4号ボイラー		
5号ボイラー		
熱媒ボイラー	最大 0.15g/m <sup>3</sup> N	4%

(注 1) ばいじん量の測定は、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。

(注 2) ばいじん量は、0°C1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m<sup>3</sup>当たりのものとする。

(注 3) ばいじん量については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。

$$\text{換算ばいじん量} = Cs \times \frac{21 - On}{21 - Os}$$

Cs : ばいじん量の実測値(g/m<sup>3</sup>N)

On : 換算酸素濃度(%)

Os : 排ガス中の酸素濃度(%)

### 別表第 3(第 4 条関係)

#### 排水水の排出基準

項 目		協定値
水 量		最大 350 m <sup>3</sup> /日
水 質	水素イオン濃度	5.8~8.6
	化学的酸素要求量	最大 20mg/l
	浮遊物質量	最大 20mg/l
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	最大 3mg/l
	フタル酸ジエチルヘキシル	最大 0.6mg/l
アンチモン	最大 0.02mg/l	

(注) 測定方法は、排水水量については、日本工業規格に定める方法、水質については、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)に定める方法とする。

### 別表第 4(第 5 条関係)

#### 1 騒音の規制基準

##### 騒音の規制基準

昼 間 午前 8 時から 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで 夕 午後 7 時から 午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
55dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下

(注) 測定方法は、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び宮城県公害防止条例(昭和 46 年宮城県条例第 12 号)に定める方法とする。

## 2 振動の規制基準

昼 間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜 間 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
65dB 以下	60dB 以下

(注) 測定方法は、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び宮城県公害防止条例(昭和 46 年宮城県条例第 12 号)に定める方法とする。

### 別表第 5

#### 悪臭の規制基準

項 目	協定値
トルエン	10ppm
キシレン	1 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm

(注) 測定方法は、悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)に定める方法とする。